

## 会津大学大学院履修規程

平成 18 年 4 月 1 日規程第 62 号

最終改正：平成 26 年 3 月 26 日

(目的)

第 1 条 この規程は、会津大学大学院学則（以下「学則」という。）第 22 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究指導教員及びカリキュラム指導教員)

第 2 条 授業科目の履修指導及び学位論文の作成等に対する指導を行うため、学生に研究指導教員を定める。ただし、必要に応じて副研究指導教員を定めることができる。

2 前項の規定にかかわらず、博士前期課程においては、次のいずれかに該当する学生には、研究指導教員が定まるまでの間、授業科目の履修指導を行うため、カリキュラム指導教員を定める。

- (1) 学位論文の研究課題が明確でない学生
- (2) その他研究指導教員を定めるのが適当でない学生

3 前項により、カリキュラム指導教員を指定された学生には、1 年次の最終学期の開始前までに研究指導教員を定める。

(授業科目等)

第 3 条 博士前期課程における授業科目、単位数及び履修方法は、別表 1 のとおりとする。

2 博士後期課程における研究指導は、別表 2 のとおりとする。

3 博士前期課程の学生は、専門科目の履修にあたっては、学生が自ら志望した教育研究領域のコア科目の中から原則として 8 単位以上を履修するものとする。

4 学生の履修指導上、特に必要と認められる場合においては、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の承認により、前項の規定によらないことができる。

(教職課程)

第 3 条の 2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする場合の教科に関する専門教育科目に該当する授業科目は別表 3 のとおりとする。

(単位の算定基準)

第 4 条 各授業科目の単位数は、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実験及び実習は、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科目については 6 単位、ソフトウェア開発アーリーナについては 5 単位とする。

(履修の登録)

第 5 条 学生は、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の指導により、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに履修の登録を行わなければならない。

2 履修の登録をした授業科目を変更し又は取り消す場合は、研究指導教員又はカリキュラム指導教員の承認を得て、指定の期日までに学生課に届けなければならない。

(履修の禁止)

第 6 条 履修の禁止については、会津大学履修規程第 3 条の規定を準用する。

(試験、成績評価、追試験、再試験)

第 7 条 試験、成績評価、追試験、再試験については、会津大学履修規程第 8 条第 1 項及び第 2 項、第 9 条、第 10 条並びに第 11 条の規定をそれぞれ準用する。ただし、研究科目（学位論文）の成績評価については、合格又は不合格による評価とする。

(学位論文又は特定の課題についての研究の成果)

第 8 条 学生は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「学位論文等」という）の題目を、研究指導教員の承認

を得て、指定の期日までに研究科長に提出しなければならない。

- 2 学生は、学位論文等を、研究指導教員の承認を得て、指定の期日までに学長に提出しなければならない。
- 3 修士論文等は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者で、かつ、研究指導教員による必要な研究指導が修了した者でなければ提出することができない。
- 4 博士論文は、研究指導教員による必要な研究指導が修了したものでなければ提出することができない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

#### ○会津大学履修規程第9条（成績評価）

成績の評価は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合して判定する。

- 2 成績の表示は次のとおりとし、A、B及びCを合格とし、所定の単位を与える。

評価	評点
A	80点 ～ 100点
B	65点 ～ 79点
C	50点 ～ 64点
D	35点 ～ 49点
F	34点以下
放棄	0点

- 3 放棄とは、授業実施時間の3分の1を超えて授業に出席せず、又は前条に定める試験を受けなかった場合をいう。
- 4 不合格になった科目は、改めて履修することができる。